

新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う 岡谷市役所庁舎の利用について（お願い）

- 1 庁舎出入口は、正面玄関、1階北口及び西口、2階保健センター側及び北口の5箇所とし、開錠は午前8時とします。（1階西口、2階北口は除きます。）
- 2 庁舎出入口に設置してあります手指用アルコール消毒又は手洗いにより感染症の感染予防の徹底をお願いします。
- 3 執務室への出入は、原則職員及び議員のみとします。（市の業務上必要な場合は除きます。）
- 4 庁舎内での私的な営業行為（八十二銀行窓口業務及び売店業務は除く。）は禁止します。（職員の福利厚生に係るもので、執務室以外の場所において、短時間（集金等）で完了するものは除きます。）
- 5 庁舎内での業務に関係のない新聞、パンフレット等の個人への配布はご遠慮いただき、配布が必要な場合は、総務課へご相談ください。
- 6 庁舎の閉庁日及び閉庁後の庁舎への出入は、原則職員及び議員に限ります。なお、会議等での来庁のほか、警備及び工事等庁舎管理上必要な場合は、宿日直の職員等の指示に従うようお願いいたします。
- 7 市民及び庁舎を利用しようとする方々は、不要不急での庁舎への来庁について自粛いただきますようお願いいたします。

市民の皆様、庁舎を利用される皆様、ご協力をお願いします。

令和2年4月13日

岡谷市長 今井 竜 五